

## 第3 法友会に求められる組織強化

### 1 いわゆる会務ばなれと多重会務問題

自治団体である弁護士会の使命をとげるための会務活動、さらには、会派内会務活動には、多くの時間と労力が必要となる。

他方において、弁護士増員といまだ途上にあると言わざるを得ない職域拡大のはざままで、各弁護士はとくに若手を中心として日々の弁護士業務のまっとうにこれまで以上に忙殺されており、容易にはそのような時間と労力を会務には割け得ない実情がある。

そのため、とくに近時、弁護士会会員の中に会務活動等を敬遠する「会務ばなれ」の傾向が顕著に見られるようになり、さらに、いわばその裏返しとして、会務活動等の担い手が特定の熱意ある会員に集中し、そういった会員がさらに個人的な弁護士業務にしわ寄せを強いられるという、いわゆる「多重会務問題」が生じている。

弁護士会は加入強制の自治組織であり、弁護士会の全会員が弁護士会の運営・活動による福利を享受している。当然、これにともなう負担も全会員によって広く分担されるべきであり、会務ばなれと多重会務の実情は、およそ好ましい状況といえない。会務の担い手の顔ぶれが半固定的となれば、会内に存在すべき多様多彩な価値観が必ずしも弁護士会の運営に反映されなくなる恐れすら否定できない。

弁護士自治は一部の篤志的な会員のみによって担い得るものではない。会務への無関心といわゆるフリー・ライドが蔓延するようなことになれば、弁護士会の活動は形骸化し、長い目で見たとき、結局それが個々の弁護士の職域に致命的な不利益としてはねかえってくることもなろう。

会務ばなれと多重会務問題の悪循環は弁護士自治にとって危機的とも称せる負の連鎖であり、法友会としてもこれを断つことに組織をあげて取り組む必要がある。

### 2 いわゆる無所属会員の増加問題

以上にみた会務ばなれの問題と密接に関連するのがいわゆる無所属会員の増加問題である。

厳密な統計こそないが、近時、東京弁護士会内にあるどの会内会派にも所属しない、いわゆる無所属会員が増加の傾向にあり、これが総会員数の3ないし4割に達するとみられている。

すでに述べたとおり、東京弁護士会のような巨大弁護士会にあって、弁護士自治の基礎的担い手たる会内会派の存在意義は多大であり、弁護士自治の契機となる会派内活動への参加は、個々の弁護士にとっても本来すこぶる有益なものである。無所属会員が積極的に弁護士会の会務に参加するための心理的なハードルも決して無視できない。

また、第2部、第1、7でも見たとおり、弁護士の孤立、相談相手の不在が弁護士が不祥事に陥る一因との分析があることも見逃せない。

弁護士自治の基礎的担い手である会派に参加し、会員相互の親睦の輪に加わることは、個人としての弁護士自身の自衛にもつながる。

無所属会員の増加は、前記会員の会務ばなれ・多重会務問題とも決して無縁ではない。無所属会員増加の傾向は決して好ましい傾向といえない。

### 3 法友会に求められる取組み

いわゆる無所属会員を会内会派に迎え、ともに弁護士自治の担い手として会務に積極的に参画するよう勧誘することは、いうまでもなく非常に有益なことである。法友会も、最重点課題として、無所属会員の勧誘に組織をあげ、全力で取り組んでいるところである。このことは前記有力政策団体としての法友会にとって必須の使命であるとさえいえよう。

会員の新規獲得によって組織のすそ野を広げることは、有為多彩な人材をさらに増強し、会派活動の負担をともに分かち合うこと、ひいては、法友会として綱領達成のため会をあげて取り組む「組織力」を強化することに直結し、法友会が目指す真の司法改革への大きないしずえとなるはずである。

ただし、新会員勧誘のためには、なにより法友会の活動が新会員の目に、より魅力的に映じることが必要であり、スポーツ・文化活動その他懇親の場、あるいは、実務に有益な研修活動をさらに充実させ、法友会の最先端の魅力を更に効果的にPRする努力が欠かせない。

こういった取組みによって、多彩な会員を法友会に迎え入れることそれ自体によって法友会の魅力と価値をさらに高め、その組織的基盤を強化し、政策団体としての立案、提言機能をいっそう向上させる。さらに、東京弁護士会、日弁連、司法研修所等々へ有為な人材を供給する給源としての機能を活性化し、まさに弁護士会の民主的運営と機能の充実を図り、もって弁護士使命の達成に寄与すること（法友会会則第3条）が必要である。

弁護士会の活動も、法友会の活動も、ひとりでも多くの同志会員によって担われ、ともに分かちもたれねばならない。